

平成27年度宇都宮市学校教育問題対策専門委員会 会議次第

日時：平成28年2月22日（月）

午前10時～11時

場所：市教育センター5階 503・504

1 開 会

2 教育委員会あいさつ

3 専門委員会委員、事務局紹介

4 会議の公開について【資料1】

5 議事

(1) 報告事項

ア スクールソーシャルワーカーの配置と活用について【資料2】

イ 「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言」について【資料3】

ウ 平成26年度いじめの状況について（宇都宮市）【資料4】

(2) 協議事項

・ いじめ防止に向けた取組について【資料5】

6 その他

7 閉 会

《 資 料 》

資料1：附属機関等の会議の公開に関する要領

資料2：スクールソーシャルワーカーの配置と活用について

資料3：「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言」について

資料4：平成26年度いじめの状況について（宇都宮市）

資料5：いじめ防止に向けた取組について

参考資料：宇都宮市学校教育問題対策専門委員会について

平成27年度宇都宮市学校教育問題対策専門委員会 委員一覧

	職	氏名	摘要
1	宇都宮大学教育学部教授	青柳 宏	学識経験者
2	石神法律事務所	石神 知也	弁護士
3	宇都宮東口ストレスクリニック院長	朝信 泰昌	精神科医
4	栃木県臨床心理士会	小林 順子	臨床心理士

[教育委員会事務局参加者一覧]

	職	氏名
1	学校教育課長	浪花 寛
2	学校教育課長補佐	増渕 和典
3	学校教育課学校いきいきG係長	福田 衛
4	学校教育課学校いきいきG指導主事	谷黒 潤
5	学校教育課学校いきいきG指導主事	河内 哲也
6	教育センター相談G指導主事	鈴木光太郎

附属機関等の会議の公開に関する要領

1 目的

この要領は、市政に対する市民の理解と信頼を高めるため、附属機関等の会議の公開について必要な事項を定めることにより、その審議等の状況を市民に明らかにし、もって公正で開かれた市政を一層推進することを目的とする。

2 対象

この要領の対象は、すべての附属機関等（法律又は条例により設置される附属機関、規則・要綱により設置される懇談会をいう。以下同じ。）の会議について適用する。

3 附属機関等の会議の公開基準

附属機関等の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 法令又は条例の規定により当該会議が非公開とされているとき。
- (2) 当該会議において、宇都宮市情報公開条例（平成12年条例第1号）第7条各号に定める非公開情報に該当する情報について審議等を行うとき。
- (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき。

4 公開・非公開の決定

- (1) 附属機関等の会議の公開又は非公開は、前記3に定める附属機関等の会議の公開の基準（以下「公開基準」という。）に基づき、当該附属機関等がその会議等において決定するものとする。
- (2) 附属機関等は、全部又は一部の会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。
- (3) 市長は、附属機関等が会議を公開するかどうかについて、公開基準に沿って適切に対応することができるよう、必要な調整を行うものとする。

5 公開の方法

- (1) 附属機関の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2) 附属機関等が会議を公開する場合は、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
- (3) 附属機関等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る遵守事項等を定め、当該会議の開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

6 会議開催の周知

附属機関等の事務を担当する課、室、所等（以下「担当課等」という。）は、会議の開催に当たっては、公開・非公開にかかわらず、当該会議開催日の2週間前までに、次の事項を記載した文書の本庁及び主要な出先機関並びに市のホームページに掲示するとともに、報道機関へ資料提供するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

- ア 会議の名称
- イ 開催日時
- ウ 場所
- エ 議題
- オ 会議の公開又は非公開の別
- カ 会議を非公開とする場合にあっては、その理由
- キ 傍聴者の定員
- ク 傍聴手続
- ケ その他必要な事項

7 会議録の作成

附属機関等は、会議の公開・非公開にかかわらず、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

8 会議録の閲覧

附属機関等は、公開した会議の議事録及び会議資料について、その写しを一般の閲覧に供するものとする。

9 報告書の作成及び公表

会議の公開に関する状況を把握するため、行政経営部行政経営課長は、年度終了後速やかに必要な調査を実施の上、報告書を作成し、公表しなければならない。

10 適用期日

この要領は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年8月1日から施行する。

スクールソーシャルワーカーの配置と活用について

1 目的

児童生徒が置かれている複雑な家庭環境などを背景として発生する問題行動等，学校だけでは解決が困難な事案に対し，スクールソーシャルワーカー（以下SSW）を配置・活用することにより，教育分野及び社会福祉について専門的な知識や経験に基づき，学校が福祉の関係機関等とこれまで以上に連携を強化して，問題の解決に当たることができるよう支援する。

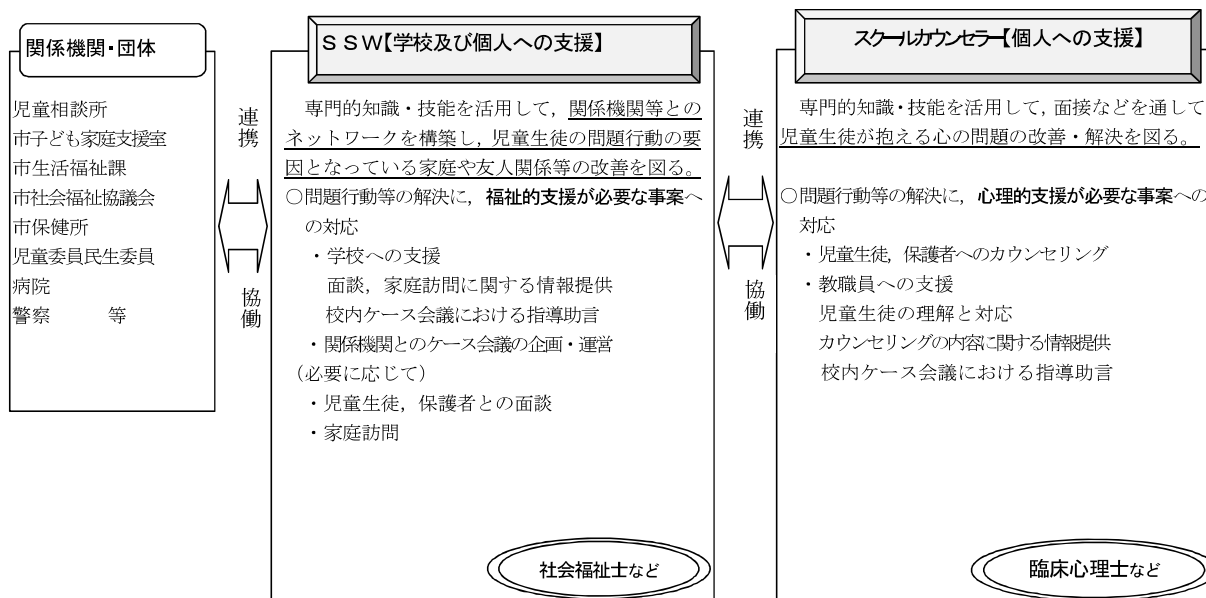
2 支援の対象

- ・ 保護者の経済的困窮，養育態度が児童生徒の問題行動等の原因となっているケース
- ・ 児童生徒，保護者が精神不安定であるため，共通認識が図れないケース
- ・ 児童生徒の問題行動等に対し，親に問題意識がなく，協力が得られないケース

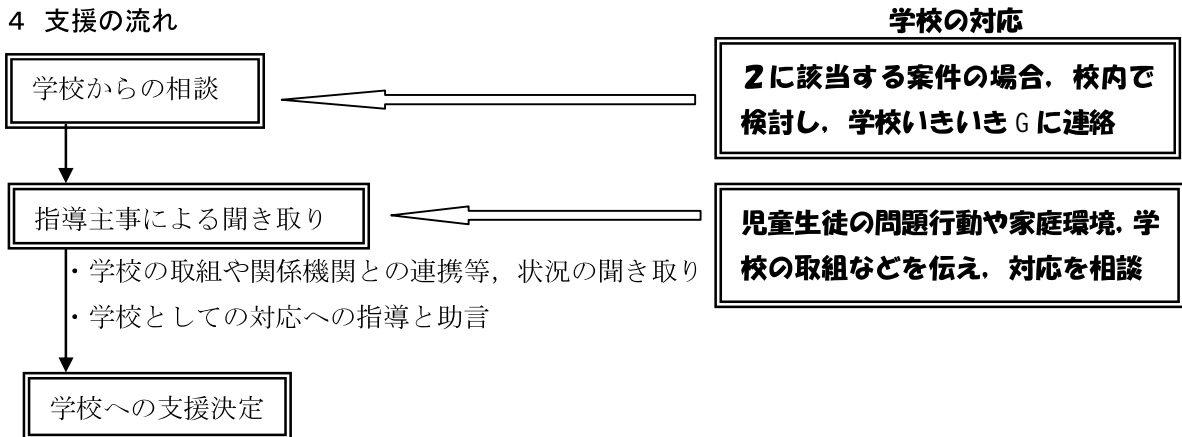
3 支援内容

- ・ 問題行動等の解決に福祉的支援などが必要な事案の対応について，学校を支援する。
- ・ 事案に応じて，指導主事とSSWが学校訪問などにより指導助言を行うほか，関係機関とのケース会議の開催や保護者などへの対応など，課題の解決に向けた支援を行う。

※SC(スクールカウンセラー)とSSW(スクールソーシャルワーカー)の役割



4 支援の流れ



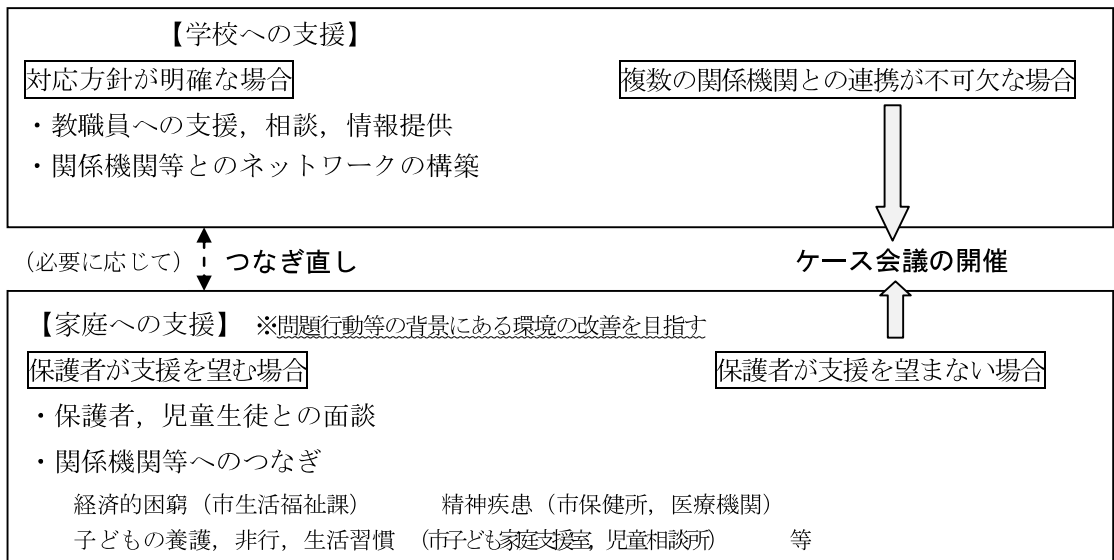
(1) 事前準備

- ① SSWの派遣やケース会議の開催等の検討
- ② ケース会議等のメンバーの検討
- ③ ケース会議の開催日の調整

学校いきいき G からの連絡を受け, 日程, 会場, 学校関係の参加者などの検討

(2) 学校訪問

- ① 校内ケース会議への参加 (参加者: 校長, 担任, 養護教諭など)
 - ・ 関係職員からの情報収集 (→問題行動とその背景, 教師の願い)
 - ・ 学校への指導助言
 - ・ 支援方針の決定 (見立て, プランニング)
- ② 支援開始



③ 随時, 支援方針の見直し

【保護者が SSW による支援を望む場合】
 ⇒ 保護者, 児童生徒との面談
 ⇒ 関係機関等へのつなぎ (連絡・調整)

【保護者が SSW による支援を望まない場合】
【複数の関係機関等の支援が必要な場合】
 ⇒ ケース会議の開催

5 本年度の活用の状況(～1月)

(1) 対応ケース・・・32件

児童生徒の状況としては不登校が最も多いが、非行や精神的不安定などを伴っている場合もある。そのような中でSSWは、保護者の養育態度や経済的困窮などが、児童生徒の問題行動等の原因となっているケースの対応を行っている。また、現時点では問題行動が現れていないものの、今後の問題行動要因となりうる生活環境悪化や貧困などの対応をする場合もある。

児童生徒の状況（重複あり）

- ・不登校・・・・・・・・・・25件
- ・発達障害傾向・・・・・・・・4件
- ・非行・・・・・・・・・・2件
- ・精神的不安定・・・・・・・・1件
- ・問題行動等見られず・・・・3件

家庭等の状況（重複あり）

- ・保護者の問題意識不足・・・・・・・・15件
- ・保護者の精神的不安定・・・・・・・・8件
- ・経済的困窮・・・・・・・・・・5件
- ・養育態度・・・・・・・・・・4件
- ・その他（一人親家庭、協力者不足など）・・6件

(2) SSWの活動内容

SSWが関係諸機関と連携を図ったり、ケース会議を開催したりするなどして、学校や家庭を支援している。

- ・ケース会議・参加・・・・・・・・・・20回
- ・学校や関係機関との連絡調整等・・・・・・・・256回
- ・保護者や児童生徒との面談や電話連絡・・・・・・・・55回
- ・各地域学校園での児童生徒指導連絡会への参加・・・・47回

(3) SSWが有効に活用された事例

- ・保護者の精神的不安定から、当該児童生徒の安全確認ができないケース
⇒SSWが子ども家庭支援室に訪問を依頼し安否確認がなされ、その後SSWが保護者との関係を築き、学校と家庭の連絡調整を図っている。
- ・通院が必要なほど精神的不安定でありながら、通院が不規則な生徒のケース
⇒保健師と連携を図り、保健師による通院勧告がなされ、定期的な通院ができているだけでなく、生活福祉課とも連携して経済的不安定さにも対応している。

6 成果と課題

(1) 成果

- ・学校や関係機関等から情報を収集し、問題の原因を把握した上で、学校や事案に応じた機関等と適切に連携を図り、必要な対応を行うことで、問題解決に向けて取り組んだ。
- ・保護者や児童生徒に直接面談し、医療や福祉など問題解決に最も有効な機関に繋ぐなどして、児童生徒の問題行動の背景となっている家庭環境などの改善に効果を上げることができた。

(2) 課題

- ・SSWの取組の有効性が学校現場に広がり、要請も増え、ケースが累積しつつあるため、増員を含めた支援体制の強化の必要がある。
- ・問題の解決までに長期的な支援が必要なケースが少なくないため、関係機関の役割分担を明確にし、対象家庭がより安心に過ごせる中長期的な支援体制の構築が必要である。

学校の先生方へ

子どもの充実した学校生活のために

School Social Worker

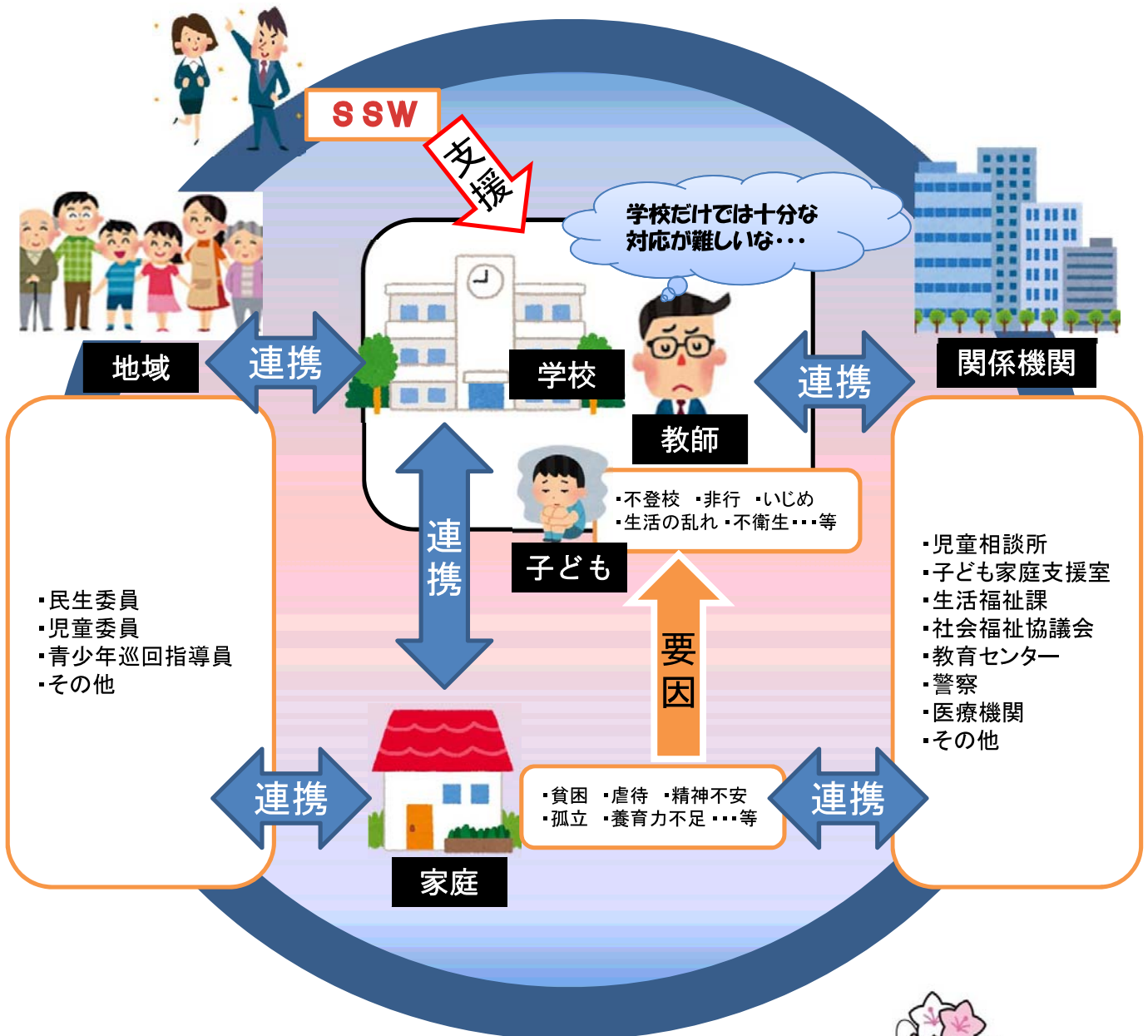
スクールソーシャルワーカー

がお手伝いをします



《配置の目的》

学校だけでは解決困難な事案に対し、学校が福祉等の関係機関や地域などと連携を強化して、問題の解決にあたることのできるよう学校を支援します。



宇都宮市教育委員会 学校教育課

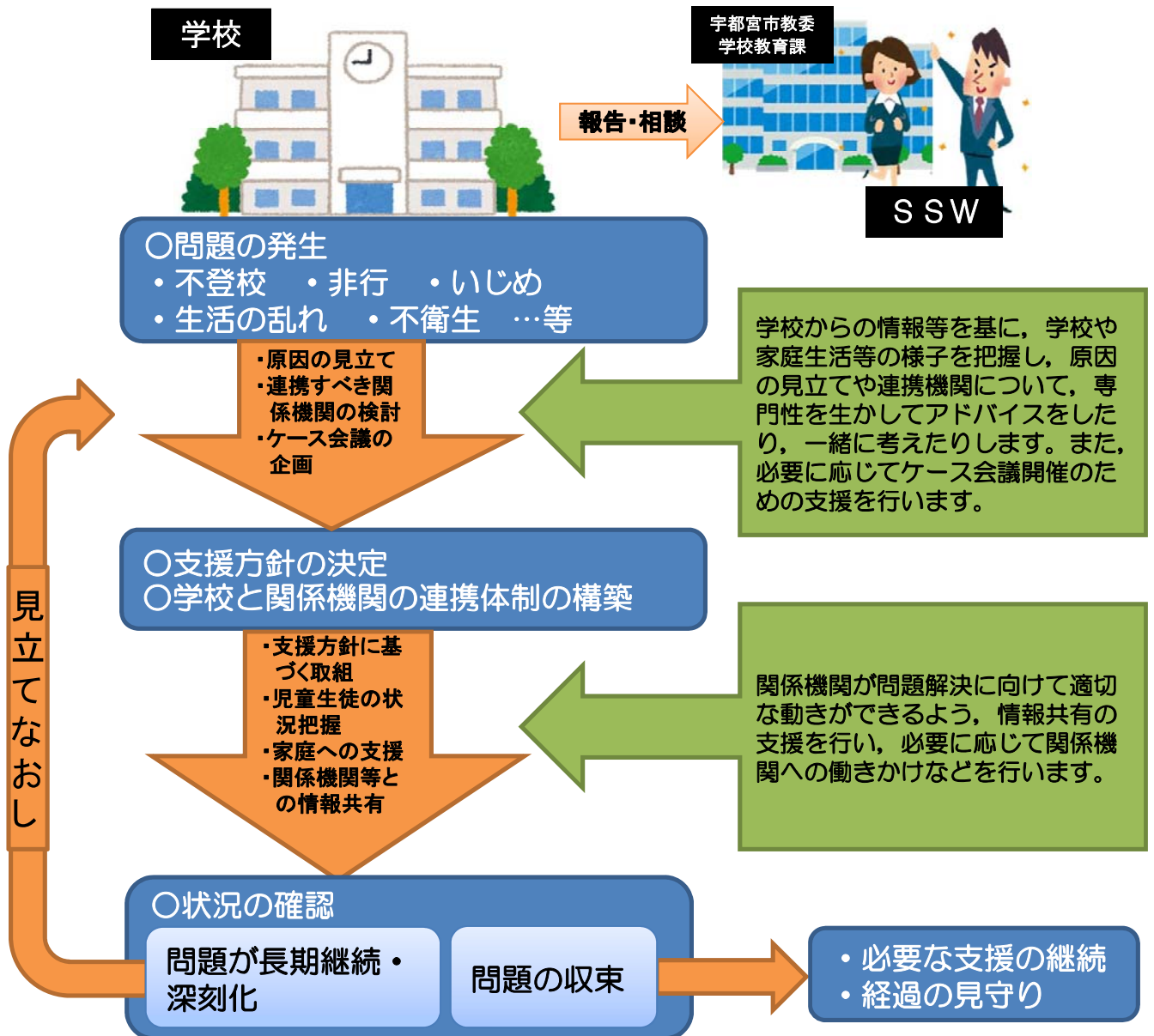
TEL 028-632-2672



《支援の対象》

- ・保護者の経済的困窮、養育態度が児童生徒の問題行動等の原因となっているケース
- ・児童生徒、保護者が精神不安定であるため、共通認識が図れないケース
- ・児童生徒の問題行動等に対し、親に問題意識がなく、協力が得られない場合

《支援の流れ》



学校のために、学校と共に、専門性を生かして活動します！

SSW活用に関するご相談は・・・

宇都宮市教育委員会事務局学校教育課学校いきいきグループ
TEL028-632-2672

「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言」について

1 目的

スマートフォンの普及による児童生徒の携帯電話等の所持率の上昇に伴い、長時間使用や深夜までの使用による生活習慣の乱れ、不適切なサイトへのアクセスや個人情報の掲載等によるネットトラブル・ネットいじめなど、各家庭だけでは対応できない様々な問題が発生している。

これらの問題から児童生徒を守るためには、全家庭が共通して取り組む使用のルールを明確にして、保護者の責任において携帯電話等を安全安心に使わせることができるようにする必要があることから、「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言」を策定・宣言し、全市一体となって携帯電話等の使用に係る問題への対策を推進する。

2 宣言主体

市PTA連合会 市小・中学校長会 市青少年育成市民会議 市教育委員会

3 「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言」について ※別紙

○ 宣言文

「宮っ子すくすくノーケータイプラン」に基づき、必要のない限り携帯電話等を持たせないこと、持たせる場合は保護者の責任で安全安心に使わせることを明記した。

○ 4つの約束（宮っ子ルール）

携帯電話等を持たせる場合に、全家庭が共通で取り組むルールを明記した。

4 共同宣言に基づく取組の推進

○ 教育委員会

携帯電話等の危険性や適切な使い方などについて、学校や家庭、地域へ周知啓発するとともに、携帯電話等の新たな問題に適切に対応できるよう、教職員の指導力の向上を図る。

○ 各学校

児童生徒の発達段階に応じて、携帯電話等の危険性や適切な使い方などについて理解させるとともに、保護者への周知啓発を図る。また、携帯電話等の問題の解決に向けた、児童生徒による主体的な取組を推進する。

○ PTA

全単位PTA、全保護者が共同宣言について同一歩調で取り組めるよう周知啓発を図る。

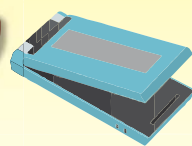
○ 青少年育成市民会議

所属団体が共同宣言について同一歩調で取り組めるよう周知啓発を図る。

宇都宮市の全ての家庭が一緒に取り組む



スマホ・ケータイ



宮っ子ルール共同宣言

保護者は、必要のない限り、子供たちにスマートフォンや携帯電話を持たせません。持たせる場合は、保護者の責任で以下の4つの約束を守らせ、安全安心に使わせます。

み

みんな1日1時間まで!

や

夜間の友達との使用は9時まで!

っ

使う前にはフィルタリング!

こ

個人情報をおのせません!

ミヤリーからもお願いね!

共同で宣言します!

宇都宮市PTA連合会 宇都宮市小・中学校長会
宇都宮市青少年育成市民会議 宇都宮市教育委員会





「スマホ・ケータイ宮っ子ルール」に 全家庭が一緒に取り組むのはどうして？

みんな1日1時間まで！

ネット依存につながります！

ネット依存が疑われる中高生が約51万8千人もいると推計されています。(H24 厚生労働省調査)

長時間使用することで、睡眠不足や朝起きられないなどの生活習慣の乱れにつながり授業や部活動に集中できなくなります。



長時間使用は学力にも影響！

使用時間が長いほど正答率が低いという調査結果が出ています。使用2時間以上が、2時間未満と比べ、平均正答率が約11%も低い教科がありました。(H26 文部科学省「全国学力・学習状況調査」)

1日1時間以内を目安にして使いましょう！

夜間の友達との使用は9時まで！

スマホが気になり眠れないことも！

一部のSNSで「既読なのに返信が遅いと友達に嫌われる」、「明日の話題についていけなくなる」などと思い、メッセージのやり取りをやめたくてもやめることができずに、深夜まで続けてしまいます。

全家庭が守らないと意味がありません！

安心して勉強をしたり、規則正しい生活を送ったりするために、全ての家庭で、夜9時になったら友達とのメッセージのやり取りをしないことが重要です。友達との通信は夜9時までにして、明日、直接会って話しましょう！



**友達との通信は夜9時までにして、
明日、直接会って話しましょう！**

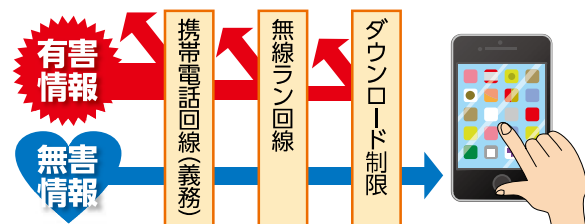
使う前にはフィルタリング！

被害者の約9割がフィルタリング未設定！

ネット被害者の約9割がフィルタリング未設定だったことが分かっています。(H25 警察庁調査)

スマホは出会い系サービスなどにもアクセスできるので、フィルタリングしないと大変危険です。

【3つのフィルタリングで安全安心】



フィルタリングはどうやるの??

スマホのWi-Fi(無線ラン回線)には、フィルタリングが設定されていません。

「Wi-Fiでも有効になるフィルタリングソフト」をインストールし、さらに、フィルタリングを回避するアプリの対策に「アプリのダウンロード制限」も行いましょう。

設定方法は、携帯電話会社や機種によって異なりますので、詳しくは、購入した販売店にお尋ねください。

必ず「フィルタリング」をしましょう！

個人情報のをせません！

安易な公開で犯罪被害に巻き込まれます！

ネットトラブルの約9割は「個人情報の公開」が原因です。ネットに自分の名前や顔写真、電話番号、メールアドレスなどを書き込んだことで個人を特定され、付きまといななどの犯罪被害が発生しています。

いじめや犯罪の“加害者”になることも！

友達の個人情報や悪口などを書き込むことで、いじめや犯罪の“加害者”になる事例が発生しています。

一度公開した情報は拡散されてしまい、どんなに削除しても元には戻りません。



個人情報は公開しないようにしましょう！

スマホ・ケータイ以外も要注意！

携帯ゲーム機や携帯音楽プレーヤー、タブレット端末でのサイト閲覧やネット通信についても、4つの約束を守りましょう。



人と人との関わりを大切にできてこそ、スマホやケータイを有効に使えます。友達や家族と顔を合わせて話すことを大切にしましょう！

【資料 4】

平成 26 年度いじめの状況について（宇都宮市）

1 調査の概要

(1) 名称

平成 26 年度いじめ，暴力行為，長期欠席（不登校）等の状況調査（宇都宮市）

(2) 調査期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日

(3) 内容

市立小・中学校（93校）の，いじめの状況について，その結果の概要や傾向を報告するもの

2 結果の概要

(1) いじめの状況

【いじめの定義】

本調査において，個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は，表面的・形式的に行うことなく，いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは，「児童生徒に対して，当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって，当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお，起こった場所は学校の内外を問わない。

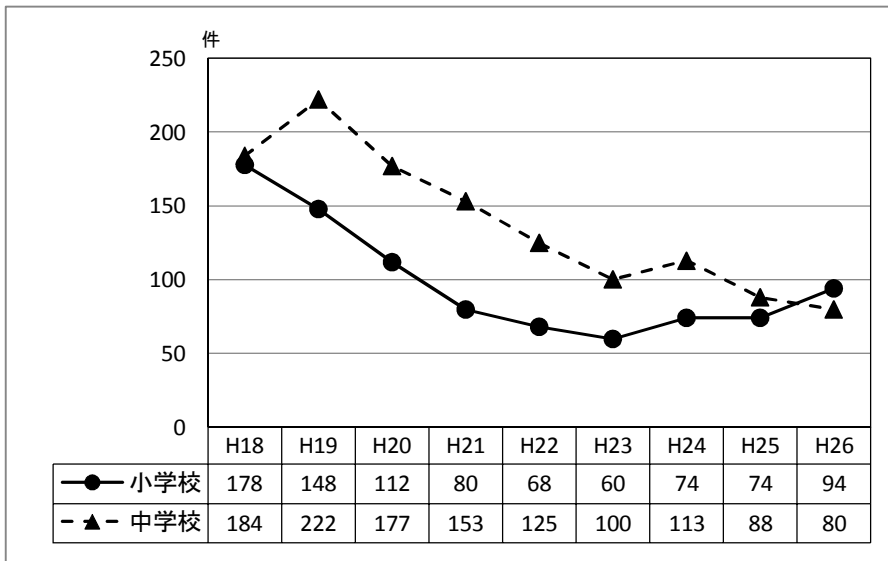
「いじめ」の中には，犯罪行為として取り扱われるべきと認められ，早期に警察に相談することが重要なものや，児童生徒の生命，身体又は財産に重大な被害が生じうるような，直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては，教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで，早期に警察に相談・通報の上，警察と連携した対応を取ることが必要である。

- ・ いじめの認知件数は，小学校では 20 件増加して 94 件，中学校では 8 件減少して 80 件であった。
- ・ いじめの解消率については，小・中学校とも 100% であり，高い数値を維持している。

3 結果の傾向について

(1) いじめの状況について

ア いじめの認知件数の推移



イ いじめの態様別割合

※複数回答可

態 様		小学校		中学校	
		H25	H26	H25	H26
言葉による いじめ	冷やかしやからかい	27.3	28.0	30.7	36.8
	悪口やうわさ	26.6	26.7	26.4	26.5
	脅し	3.9	2.0	0.0	3.7
身体的な いじめ	遊ぶふりをして軽く叩かれる	18.0	15.0	7.4	8.8
	ひどく叩かれる	3.1	6.6	2.5	4.4
精神的な いじめ	仲間はずれ・集団による無視	6.2	9.8	11.0	8.8
持ち物を対 象としたい じめ	物を隠す・傷つける・いたづらをする	9.4	8.5	9.2	1.5
	金品を取り上げる	1.6	0.7	1.8	0.7
ネットいじ め	実名を挙げての誹謗中傷	0.8	0.7	8.6	6.6
	なりすましメール	0.0	0.0	0.6	0.7
その他		3.1	2.0	1.8	1.5

単位：%

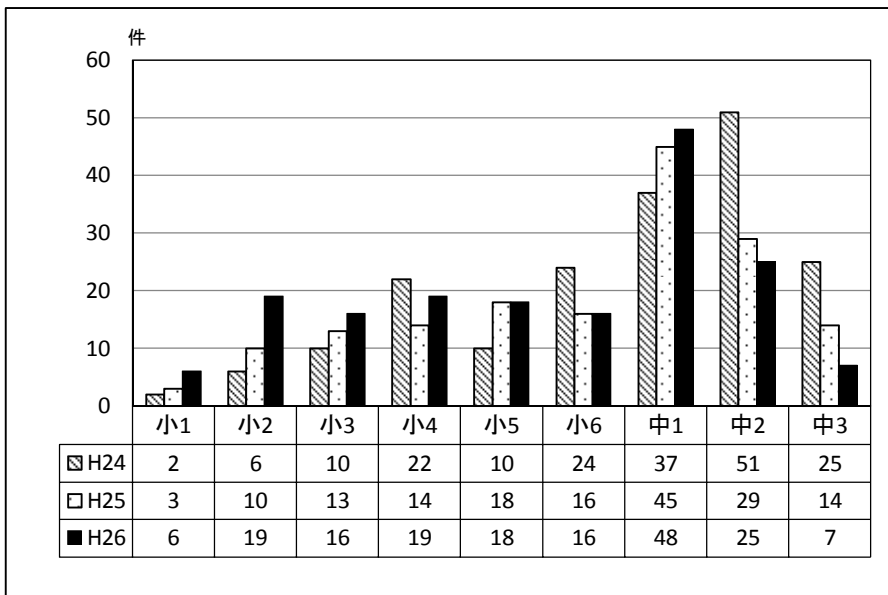
【傾向】

- ・ いじめの認知件数は、全体では減少傾向にあるが、小学校では平成25年度から20件増加して94件、中学校では8件減少して80件であった。
- ・ いじめのうち、警察に相談・通告した事案は、平成25年度同様なかった。
- ・ 態様別では、小・中学校ともに「冷やかしからい」などの『言葉によるいじめ』の割合が50パーセント以上を占めており、平成25年度と同様の傾向となっている。
- ・ 「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる（ネットいじめ）」の件数は、小学校では件数は変わらず、中学校では6件減少した。

【携帯電話所持率とネットいじめの件数】

	項目	平成25年度	平成26年度
小学校	携帯電話所持率	28.1%	31.8%
	ネットいじめ件数	1件	1件
中学校	携帯電話所持率	56.0%	56.4%
	ネットいじめ件数	16件	10件

ウ いじめの学年別認知件数



【参考】中1ギャップ（いじめ）の状況

単位：件

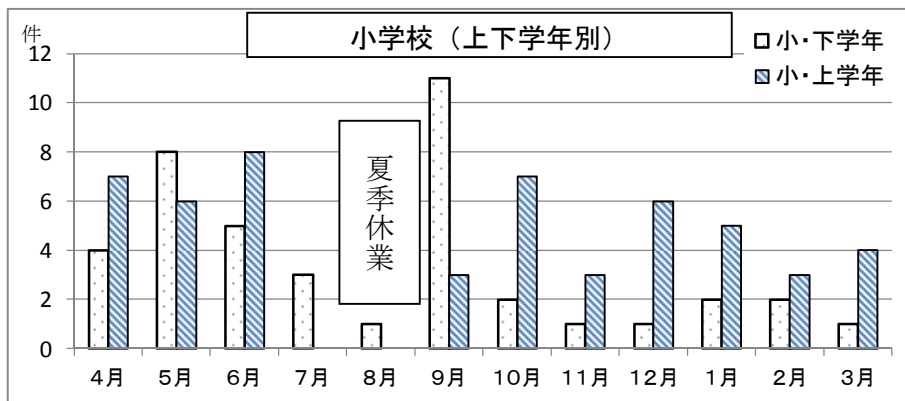
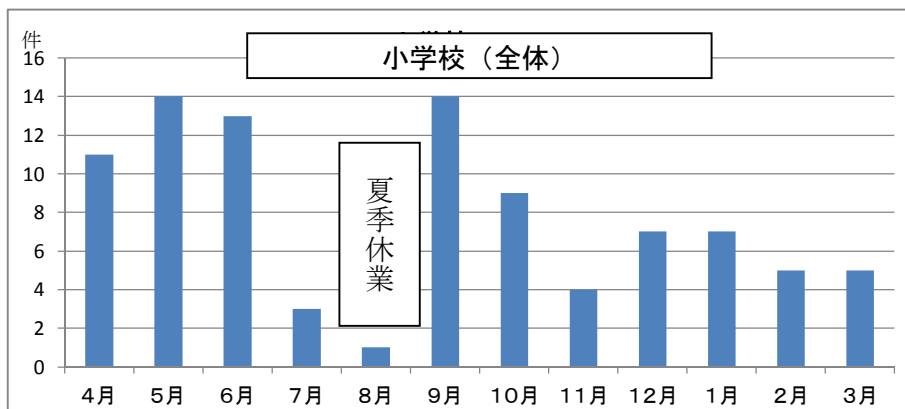
	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
中1	66	64	47	37	45	48
小6	16	13	15	24	16	14

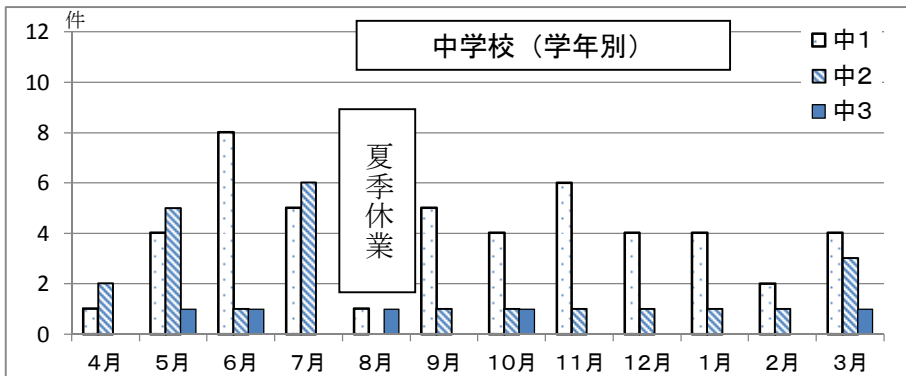
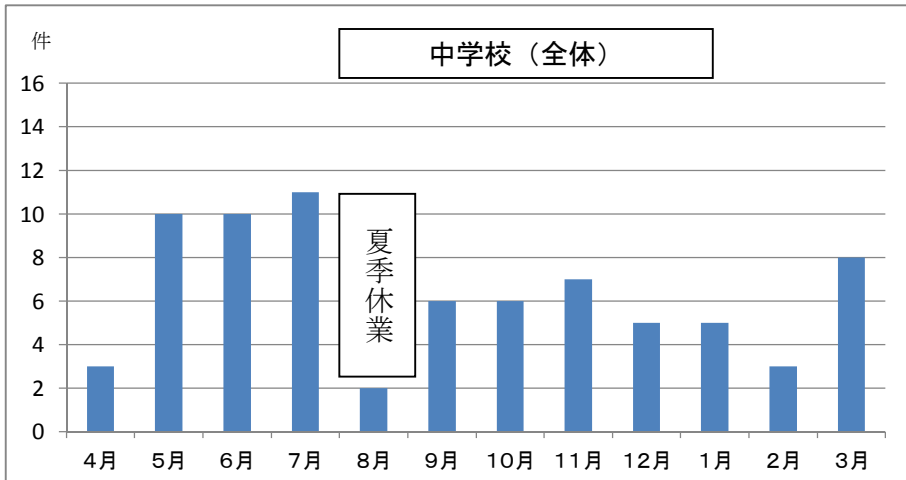
(中1/H24) → (中1/H25) 1.88倍
 (中1/H25) → (中1/H26) 3.00倍
 (小6/H24) → (小6/H25) 1.88倍
 (小6/H25) → (小6/H26) 3.00倍
 (中1/H22) → (中1/H23) 3.62倍
 (中1/H23) → (中1/H24) 2.47倍

【傾向】

- 学年別いじめの認知件数については、中学1年において急増し、その後減少していくという傾向を示している。
- 中学1年の割合は依然高い傾向にあるが、中学2年における件数は減少傾向を示しており、中学3年における件数はさらに減少している。
- 「中1ギャップ（いじめ）の状況」については、平成25年度に小学6年生だったときのいじめの認知件数は16件であったが、平成26年度に中学1年生となり、48件となった。

エ いじめの月別認知件数

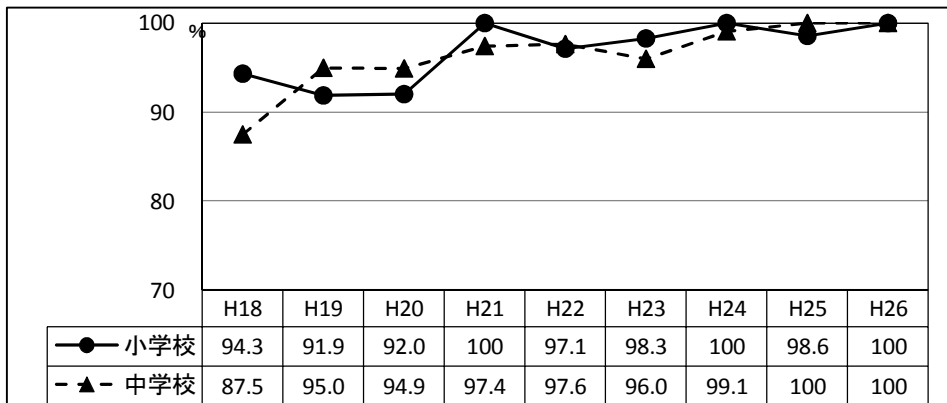




【傾向】

- ・ 小中学校ともに5～7月，そして小学校では9月，中学校では3月にいじめが多く認知されている。

オ いじめの解消率の推移



◇ 「いじめの解消率」

4つの質問項目（①「解消しているもの」、②「一定の解消、継続支援中」、③「解消に向けて取り組み中」、④「他校への転校、退学等」）のうち、①・②の割合を合計したもの。

【傾向】

- ・ 小・中学校におけるいじめの解消率は100%であり、これまでで最も高い数値となっている。

カ 成果と課題（○は成果、●は課題）

- いじめの解消率は、小・中学校ともに100%と高い数値となった。
 - ・ 各学校がいじめ防止基本方針に基づき、アンケートや教育相談を活用するなどして教職員が児童生徒を丁寧に見守り、いじめの早期発見・早期対応の徹底に努めたことや、児童生徒や保護者の訴えに丁寧に耳を傾けたことなどから、いじめが長期化・深刻化する前に、組織的に対応した成果であると考えられる。
- 中学校におけるいじめの件数が減少している。
 - ・ 小・中学校職員が、中学校新生に関する情報交換を丁寧に行い、継続性のある指導に努めたことや、中学校における豊かな人間関係を築くための活動を意図的、計画的に実施した結果であると考えられる。
- ネットいじめについては、スマートフォンの普及により所持率は現在も伸び続けているにも関わらず、昨年度は若干の減少が見られる。
 - ・ 学校において情報モラル教育の充実を一層図るとともに、SNS等の普及によりいじめが見えにくくなっていることも考えられるため、「スマホ・ケータイ 宮っ子ルール共同宣言」に基づいて、より充実した啓発活動を行っていく。
- いじめは、依然として発生し続けており、特に、年度当初（4～6月）にいじめが多く発生するという傾向が続いている。
 - ・ 平成26年度では、小学校における認知件数が増加し、はじめて中学校の件数を上回った。いじめ等の問題行動の低年齢化が懸念されることから、各地域学校園児童生徒指導強化連絡会などを通して小中の連携をよりいっそう強め、小学校の指導体制強化に努める。
 - ・ アンケートや教育相談をいじめ発生の多い期間に行ったり、年度当初や夏休み明けの人間関係に目を配る意識を教職員が高めたりすることが重要である。
 - ・ 自己肯定感や自己有用感を高めるための「褒める教育」を推進するとともに、思いやりや規範意識を育む「心の教育」の充実を図っていく。

いじめ防止に向けた取組について

(○：市教委の取組 ◇：学校の取組)

1 今年度の取組

平成27年度は、平成26年3月に策定した「宇都宮市いじめ防止基本方針」(【別紙】参照)に基づき、問題行動等調査の結果を踏まえて、いじめ根絶に向けて以下を重点的に取り組んできた。

(1) いじめの防止

○小中一貫教育・地域学校園児童生徒指導強化連絡会の改編

・各地域学校園児童生徒指導強化連絡会において、学校の対応力をさらに向上させるため、個別事案の対応検討によるケーススタディを推進した。

◇「いじめゼロ強調月間」の効果的な実施

・「いじめゼロ強調月間」等において、児童生徒を主体として「いじめゼロ集会」を開催したり、児童生徒作成のポスターや標語を募集・掲示した。

◇「スマホ・ケータイ宮っ子ルール徹底週間」の全校一斉実施

・「スマホ・ケータイ宮っ子ルール徹底週間」において、携帯電話使用に関する児童生徒主体の集会活動や情報モラルに関する授業などを実施した。

(2) いじめの早期発見

○ネットパトロールの実施

・ネット上の不適切な書き込み等を検索し、学校に児童生徒への指導を依頼するとともに、書き込みの削除依頼等を実施した。

◇定期的なアンケート調査や教育相談の実施

・各学校において教育相談やアンケートを着実に実施するとともに、いじめの多い5月や9月に実施するなど、時期も併せて工夫した。

(3) いじめの対処

○教職員向け研修の推進

・「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用し研修を促進するとともに、教育センターや各学校における指導主事による教職員向け研修を実施した。

◇いじめ等対策委員会を中心とした組織的な対応

・各学校の「いじめ等対策委員会」において、情報を職員が共有したり、指導方針を綿密に話し合ったりすることにより、組織力を以って事案に対応した。

(4) 家庭、地域及び関係機関等との連携

○市PTA連合会との連携

・市PTA連合との「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言」の推進についての意見交換会を2回、市PTA連合の代表者との、いじめに関する情報交換会を1回行い、連携の強化を図った。

○関係諸機関との連携

・教育委員会、学校、関係諸機関の連携した取組を推進するため、「いじめ等問題行動対策連絡会」を開催し、いじめ等の問題行動への対策や、効果的な連携のありかたなどについて協議を行った。

◇学校におけるいじめに対する取組の周知

・「学校いじめ防止基本方針」が学校ホームページ掲載に掲載されていることを保護者等へ周知するとともに、魅力ある学校づくり地域協議会等において学校の課題事項等の情報共有を行った。

2 現状と課題

問題行動等調査の結果や平成27年度の各学校の現状を踏まえて、本市におけるいじめ防止対策の課題は以下のとおり。

- ・「冷やかし、からかい、悪口」などの言葉によるいじめが多い傾向が続いている。
⇒児童生徒に友人への望ましい接し方や言葉遣いを身に付けさせる必要がある。

- ・特性をもった児童生徒が関わるトラブルがいじめに発展するケースが見られるなど、小学校における認知件数が増加傾向にあり、今年度は初めて中学校を上回った。
⇒低学年からの継続的な個に応じた指導を充実させる必要がある。
⇒教職員が多様ないじめに対応できるよう、資質の向上が求められる。
- ・文部科学省から、平成26年度の問題行動等調査において、いじめ調査の見直しが通知され、それを踏まえて市教委が各学校に、いじめを積極的に認知し、初期段階から丁寧に対応するよう指示をしたため、平成26年度の認知件数が増加した。平成27年度も、各学校が積極的な認知に努めているところであり、これまでよりも認知件数が多い状況である。
⇒初期段階から組織的な対応の徹底を図る必要がある。
- ・スマホや携帯電話等の使用による生活の乱れや、ネットトラブル・ネットいじめが発生している。
⇒「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言」に基づく取組のより一層の推進が必要である。

3 来年度を取組の方向性

以下のとおり、課題への対応を図り、基本方針に基づく取組を改善しながら充実させていく。

(1) いじめの防止

◇言葉によるいじめの未然防止の取組の充実

- ・友人への望ましい接し方や言葉遣いを身に着けさせるため、道徳の授業や学級活動などをはじめ、さまざまな機会を捉えて児童生徒が相互に認め合えるよう、指導の充実を図る。
- ・いじめにつながるおそれのある言動を察知した場合は、その場の指導にとどまらず、児童生徒の人間関係について多面的に把握し、職員間で情報共有や指導方法の共通理解を徹底する。

◇低年齢化への対応

- ・低学年からの継続的な個に応じた指導の充実を図るため、地域学校園の小・中学校の教職員が連携して対応力の強化を図る。
- ・特に、発達障害やその傾向が見られる児童生徒への指導・支援については、教職員が共通理解のもと対応できるよう、SC等を活用して校内研修を実施する。

(2) いじめの早期発見

○教職員のいじめ問題対応に対する資質の向上

- ・教職員が多様ないじめに対応できる資質を身に着けるため、特性をもった児童生徒が関わるいじめや、SNS等を介したいじめなどへの、新たないじめ問題への取組や、組織的対応の方法などを盛り込んだ「いじめに関する校内研修マニュアル―第2版―」を市教委が発行し、教職員の研修の機会を設けることにより、教職員一人一人のいじめに対する感性の強化と、組織的にいじめを認知する対応力の強化を図る。

(3) いじめの対処

◇いじめへの組織的な対応の徹底

- ・初期段階であっても組織的に対応することを徹底するため、児童生徒間のトラブルの中でも、いじめの疑いのある事案は迅速に管理職に報告して上で、いじめ等対策委員会において事実確認を行い、適切に保護者等と連携しながら早期解消に努める。

(4) 家庭、地域及び関係機関等との連携

○「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言」に基づく取組の推進

- ・「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言」に基づく取組をより一層推進するため、「学習と生活のアンケート」により、各学校において共同宣言に定めた4つのルールに関する児童生徒の使用実態や指導の効果を把握したうえで、保護者と連携して各学校の実情に応じた指導を行う。

○スクールソーシャルワーカー（SSW）の活用の促進

- ・複雑な家庭環境がいじめ等の問題行動等の原因や背景となっている場合に、学校が関係機関と連携して問題の解決を図ることができるよう、SSWの活用を促進する。

第3章 宇都宮市のいじめの防止等の取組

- 1 いじめの定義
 - 心身障害、肉体的な影響を与えている行為で、当該児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
- 2 いじめの理解
 - いじめは、いじめられた児童生徒に、どの学校でも起こりうるものである。いじめであっても、生命、身体に重大な危険を生じさせることがある。
- 3 現状と課題
 - 本市では「いじめゼロ運動」を推進している。いじめの未然防止と早期発見・早期対応に取組むが、いじめの根絶には至っていない。
 - これまでの未然防止の様々な取組を強化するとともに、児童生徒の思いやりの心を育て、互いの教育の充実を図る必要がある。
 - いじめアンケータ等による早期発見・早期対応の取組を強化するとともに、学校と家庭、地域が連携し、見守り体制を強化する。また、児童生徒が安心して相談できる体制の充実を図る。児童生徒が安心して相談できる体制にむけて自主的に行動できる環境を整備する必要がある。
- 4 宇都宮市の基本理念
 - 児童生徒一人一人が健やかに成長していくことができ、心豊かに育つことができるよう努め、心豊か
 - たくましく育つ子の育成を目指す。心豊か
 - く生活できることが、児童生徒の内外を問わず、全ての児童生徒が学校生活を安心して暮らすことができるよう、学校の内外を問わず、全ての児童生徒が、いじめが決して許されない行動であることを十分に理解できる
 - ようになっている。
 - 児童生徒が認定した「うつつのみや」いじめゼロ宣言に基づき、児童生徒の自主的な活動を支援する。家庭、地域、関係機関等が連携し、学校、地域、関係機関等が連携し、組織的な取組を推進する。

第3章 宇都宮市のいじめの防止等の取組

- 1 組織の設置
 - いじめの防止等の対策を効果的に行うため、以下の組織を設置する。
- (1) いじめ等問題行動対策連絡会【拡充】
 - (法第14条第1項関係組織)
 - 本市小・中学生のいじめの防止等の取組を推進する。
 - 役割： 構成員(市)学校に加え、本市小・中学生のいじめ等の状況や本中のいじめの防止等の対策について意見交換を行い、教育委員会、学校と関係機関等との連携体制を構築する。
 - 構成： 学校教育課、中学校、関係機関等
- (2) 学校教育問題解決委員会【拡充】
 - (本市独自のいじめの防止等のための組織)
 - 本市の対策等を協議する。
 - 役割： いじめや体罰などの現状に基づく困難な事案等について対応する。
 - 構成： 学校教育課、教育委員会関係課等
- (3) 学校教育問題対策専門委員会【新設】
 - (法第30条第2項関係組織)
 - 役割： 市長が教育委員会から重大事態に係る調査結果の報告を受け、さらに詳細な調査の必要を認めるとき、再調査を行う。
 - 構成： 弁護士、精神科医、大学教授、臨床心理士、その他事案の特性に応じた外部の第三者等(3)の委員とは重複しない)

第3章 宇都宮市のいじめの防止等の取組

- 2 宇都宮市の取組
 - いじめの防止等は、教育委員会が主体となって推進する。
- (1) いじめの早期発見
 - 児童生徒、保護者への相談体制の整備
 - スタンダードガイドラインの活用促進
 - いじめゼロ運動プロジェクトの推進
 - 「心の教育プロジェクト」の推進
 - 児童生徒の自主的な活動の推進
 - 児童生徒、家庭、学校への啓発
 - 学校における取組の定期的な点検と支援
- (2) いじめの防止
 - 小中一貫教育・地域学校間における取組の推進
 - いじめゼロ運動推進事業」の取組強化
 - 「心の教育プロジェクト」の推進
 - 児童生徒の自主的な活動の推進
 - 児童生徒、家庭、学校への啓発
 - 学校における取組の定期的な点検と支援
- (3) いじめの対応
 - 学校への指導・助言、学校教育課による学校支援
 - 学校教育問題解決委員会による支援
 - 警察との連携についての指導・助言等
 - 児童生徒の保護者に対する出席停止等の措置
 - スクールカウンセラー、学校受援アドバイザーの配置等
 - 学校間の連絡・調整

第3章 宇都宮市のいじめの防止等の取組

- 3 学校におけるいじめの防止等の取組
 - 役割： いじめの防止等について、組織的に対応する。
 - 構成： 管理職、児童指導主任、生徒指導主事、スクールカウンセラーの他、学校の実情に応じて学校長が決定。
- 2 学校が実施する施策
 - 1 学校いじめ防止基本方針の策定
 - 「学校いじめ防止基本方針」を策定し、学校ホームページ等の公開や、魅力ある学校づくり地域協議会での説明を行う。
 - 3 学校の取組
 - 学校は、市、家庭、地域、関係機関等と連携して、いじめの防止等にあたる。
 - (1) いじめの早期発見
 - 児童生徒、保護者への相談窓口等の周知
 - スタンダードガイドラインの有効活用
 - 定期的なアンケート調査や教育相談等の実施
 - 家庭との連携によるネットいじめの早期発見
 - 教職員一人一人がいじめへの認識を深め、いじめへの指導力を高めるための校内研修の実施
 - (2) いじめの防止
 - 地域学校内での小・中学校が連携した取組の実施
 - いじめゼロ運動推進事業」の取組の実施
 - 「宮つつの心の教育」の取組の実施
 - 児童生徒の自主的な活動を促進するための指導情報モジュール年間指導計画に基づく授業の実施
 - いじめの防止等の取組状況の点検等

第3章 宇都宮市のいじめの防止等の取組

- 4 宇都宮市の基本理念
 - 児童生徒一人一人が健やかに成長していくことができ、心豊かに育つことができるよう努め、心豊か
 - たくましく育つ子の育成を目指す。心豊か
 - く生活できることが、児童生徒の内外を問わず、全ての児童生徒が学校生活を安心して暮らすことができるよう、学校の内外を問わず、全ての児童生徒が、いじめが決して許されない行動であることを十分に理解できる
 - ようになっている。
 - 児童生徒が認定した「うつつのみや」いじめゼロ宣言に基づき、児童生徒の自主的な活動を支援する。家庭、地域、関係機関等が連携し、学校、地域、関係機関等が連携し、組織的な取組を推進する。

第4章 学校が実施する施策

- 1 学校いじめ防止基本方針の策定
 - 「学校いじめ防止基本方針」を策定し、学校ホームページ等の公開や、魅力ある学校づくり地域協議会での説明を行う。
- 2 学校におけるいじめの防止等の取組
 - 役割： いじめの防止等について、組織的に対応する。
 - 構成： 管理職、児童指導主任、生徒指導主事、スクールカウンセラーの他、学校の実情に応じて学校長が決定。
- 3 学校の取組
 - 学校は、市、家庭、地域、関係機関等と連携して、いじめの防止等にあたる。
 - (1) いじめの早期発見
 - 児童生徒、保護者への相談窓口等の周知
 - スタンダードガイドラインの有効活用
 - 定期的なアンケート調査や教育相談等の実施
 - 家庭との連携によるネットいじめの早期発見
 - 教職員一人一人がいじめへの認識を深め、いじめへの指導力を高めるための校内研修の実施
 - (2) いじめの防止
 - 地域学校内での小・中学校が連携した取組の実施
 - いじめゼロ運動推進事業」の取組の実施
 - 「宮つつの心の教育」の取組の実施
 - 児童生徒の自主的な活動を促進するための指導情報モジュール年間指導計画に基づく授業の実施
 - いじめの防止等の取組状況の点検等

第4章 学校が実施する施策

- 3 学校の取組
 - 学校は、市、家庭、地域、関係機関等と連携して、いじめの防止等にあたる。
 - (1) いじめの早期発見
 - 児童生徒、保護者への相談窓口等の周知
 - スタンダードガイドラインの有効活用
 - 定期的なアンケート調査や教育相談等の実施
 - 家庭との連携によるネットいじめの早期発見
 - 教職員一人一人がいじめへの認識を深め、いじめへの指導力を高めるための校内研修の実施
 - (2) いじめの防止
 - 地域学校内での小・中学校が連携した取組の実施
 - いじめゼロ運動推進事業」の取組の実施
 - 「宮つつの心の教育」の取組の実施
 - 児童生徒の自主的な活動を促進するための指導情報モジュール年間指導計画に基づく授業の実施
 - いじめの防止等の取組状況の点検等

第4章 学校が実施する施策

- 3 学校の取組
 - 学校は、市、家庭、地域、関係機関等と連携して、いじめの防止等にあたる。
 - (1) いじめの早期発見
 - 児童生徒、保護者への相談窓口等の周知
 - スタンダードガイドラインの有効活用
 - 定期的なアンケート調査や教育相談等の実施
 - 家庭との連携によるネットいじめの早期発見
 - 教職員一人一人がいじめへの認識を深め、いじめへの指導力を高めるための校内研修の実施
 - (2) いじめの防止
 - 地域学校内での小・中学校が連携した取組の実施
 - いじめゼロ運動推進事業」の取組の実施
 - 「宮つつの心の教育」の取組の実施
 - 児童生徒の自主的な活動を促進するための指導情報モジュール年間指導計画に基づく授業の実施
 - いじめの防止等の取組状況の点検等

第4章 学校が実施する施策

- 3 学校の取組
 - 学校は、市、家庭、地域、関係機関等と連携して、いじめの防止等にあたる。
 - (1) いじめの早期発見
 - 児童生徒、保護者への相談窓口等の周知
 - スタンダードガイドラインの有効活用
 - 定期的なアンケート調査や教育相談等の実施
 - 家庭との連携によるネットいじめの早期発見
 - 教職員一人一人がいじめへの認識を深め、いじめへの指導力を高めるための校内研修の実施
 - (2) いじめの防止
 - 地域学校内での小・中学校が連携した取組の実施
 - いじめゼロ運動推進事業」の取組の実施
 - 「宮つつの心の教育」の取組の実施
 - 児童生徒の自主的な活動を促進するための指導情報モジュール年間指導計画に基づく授業の実施
 - いじめの防止等の取組状況の点検等

第4章 学校が実施する施策

- 3 学校の取組
 - 学校は、市、家庭、地域、関係機関等と連携して、いじめの防止等にあたる。
 - (1) いじめの早期発見
 - 児童生徒、保護者への相談窓口等の周知
 - スタンダードガイドラインの有効活用
 - 定期的なアンケート調査や教育相談等の実施
 - 家庭との連携によるネットいじめの早期発見
 - 教職員一人一人がいじめへの認識を深め、いじめへの指導力を高めるための校内研修の実施
 - (2) いじめの防止
 - 地域学校内での小・中学校が連携した取組の実施
 - いじめゼロ運動推進事業」の取組の実施
 - 「宮つつの心の教育」の取組の実施
 - 児童生徒の自主的な活動を促進するための指導情報モジュール年間指導計画に基づく授業の実施
 - いじめの防止等の取組状況の点検等

第5章 重大事態への対応

- 1 重大事態の発生
 - 重大事態の定義
 - いじめにより、児童生徒の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
 - いじめにより、児童生徒が、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
 - その他、児童生徒や保護者から、いじめられたという申し立てがあったとき。
 - 重大事態の報告
 - 学校は、(1)のイ、イに該当する事案が発生した場合には、いじめ等対策委員会が事実確認を正確かつ迅速、組織的に行うとともに、直ちに教育委員会に報告する。
 - 教育委員会は、個々の状況を十分把握した上、重大事態と認めるときは、速やかに市長に報告する。
- 2 教育委員会による調査
 - 趣旨
 - 教育委員会は、重大事態に対処し事実関係を明確にするための調査を行う。
 - 調査
 - 教育委員会は、重大事態が発生した場合、以下のとおり調査を行う。
 - 「教育委員会における調査」
 - 「学校教育課等における調査」
 - 「保護者等への対応」
 - 「学校教育問題対策専門委員会における調査」

第5章 重大事態への対応

- 1 重大事態の発生
 - 重大事態の定義
 - いじめにより、児童生徒の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
 - いじめにより、児童生徒が、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
 - その他、児童生徒や保護者から、いじめられたという申し立てがあったとき。
 - 重大事態の報告
 - 学校は、(1)のイ、イに該当する事案が発生した場合には、いじめ等対策委員会が事実確認を正確かつ迅速、組織的に行うとともに、直ちに教育委員会に報告する。
 - 教育委員会は、個々の状況を十分把握した上、重大事態と認めるときは、速やかに市長に報告する。
- 2 教育委員会による調査
 - 趣旨
 - 教育委員会は、重大事態に対処し事実関係を明確にするための調査を行う。
 - 調査
 - 教育委員会は、重大事態が発生した場合、以下のとおり調査を行う。
 - 「教育委員会における調査」
 - 「学校教育課等における調査」
 - 「保護者等への対応」
 - 「学校教育問題対策専門委員会における調査」

第5章 重大事態への対応

- 1 重大事態の発生
 - 重大事態の定義
 - いじめにより、児童生徒の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
 - いじめにより、児童生徒が、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
 - その他、児童生徒や保護者から、いじめられたという申し立てがあったとき。
 - 重大事態の報告
 - 学校は、(1)のイ、イに該当する事案が発生した場合には、いじめ等対策委員会が事実確認を正確かつ迅速、組織的に行うとともに、直ちに教育委員会に報告する。
 - 教育委員会は、個々の状況を十分把握した上、重大事態と認めるときは、速やかに市長に報告する。
- 2 教育委員会による調査
 - 趣旨
 - 教育委員会は、重大事態に対処し事実関係を明確にするための調査を行う。
 - 調査
 - 教育委員会は、重大事態が発生した場合、以下のとおり調査を行う。
 - 「教育委員会における調査」
 - 「学校教育課等における調査」
 - 「保護者等への対応」
 - 「学校教育問題対策専門委員会における調査」

第5章 重大事態への対応

- 1 重大事態の発生
 - 重大事態の定義
 - いじめにより、児童生徒の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
 - いじめにより、児童生徒が、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
 - その他、児童生徒や保護者から、いじめられたという申し立てがあったとき。
 - 重大事態の報告
 - 学校は、(1)のイ、イに該当する事案が発生した場合には、いじめ等対策委員会が事実確認を正確かつ迅速、組織的に行うとともに、直ちに教育委員会に報告する。
 - 教育委員会は、個々の状況を十分把握した上、重大事態と認めるときは、速やかに市長に報告する。
- 2 教育委員会による調査
 - 趣旨
 - 教育委員会は、重大事態に対処し事実関係を明確にするための調査を行う。
 - 調査
 - 教育委員会は、重大事態が発生した場合、以下のとおり調査を行う。
 - 「教育委員会における調査」
 - 「学校教育課等における調査」
 - 「保護者等への対応」
 - 「学校教育問題対策専門委員会における調査」

第5章 重大事態への対応

- 1 重大事態の発生
 - 重大事態の定義
 - いじめにより、児童生徒の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
 - いじめにより、児童生徒が、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
 - その他、児童生徒や保護者から、いじめられたという申し立てがあったとき。
 - 重大事態の報告
 - 学校は、(1)のイ、イに該当する事案が発生した場合には、いじめ等対策委員会が事実確認を正確かつ迅速、組織的に行うとともに、直ちに教育委員会に報告する。
 - 教育委員会は、個々の状況を十分把握した上、重大事態と認めるときは、速やかに市長に報告する。
- 2 教育委員会による調査
 - 趣旨
 - 教育委員会は、重大事態に対処し事実関係を明確にするための調査を行う。
 - 調査
 - 教育委員会は、重大事態が発生した場合、以下のとおり調査を行う。
 - 「教育委員会における調査」
 - 「学校教育課等における調査」
 - 「保護者等への対応」
 - 「学校教育問題対策専門委員会における調査」

第6章 推進にあたって

国は、3年の経過を目的に方針の見直しを検討し、必要な措置を講じることとしていることから、本市では、学校マネジメントシステムにおける評価結果等を、検証するなどして、実効性を高める。また、学校では、学校評価項目を設定し、その評価結果や取組状況等を踏まえて改善に取り組む。

第6章 推進にあたって

国は、3年の経過を目的に方針の見直しを検討し、必要な措置を講じることとしていることから、本市では、学校マネジメントシステムにおける評価結果等を、検証するなどして、実効性を高める。また、学校では、学校評価項目を設定し、その評価結果や取組状況等を踏まえて改善に取り組む。

第6章 推進にあたって

国は、3年の経過を目的に方針の見直しを検討し、必要な措置を講じることとしていることから、本市では、学校マネジメントシステムにおける評価結果等を、検証するなどして、実効性を高める。また、学校では、学校評価項目を設定し、その評価結果や取組状況等を踏まえて改善に取り組む。

第6章 推進にあたって

国は、3年の経過を目的に方針の見直しを検討し、必要な措置を講じることとしていることから、本市では、学校マネジメントシステムにおける評価結果等を、検証するなどして、実効性を高める。また、学校では、学校評価項目を設定し、その評価結果や取組状況等を踏まえて改善に取り組む。

第6章 推進にあたって

国は、3年の経過を目的に方針の見直しを検討し、必要な措置を講じることとしていることから、本市では、学校マネジメントシステムにおける評価結果等を、検証するなどして、実効性を高める。また、学校では、学校評価項目を設定し、その評価結果や取組状況等を踏まえて改善に取り組む。

宇都宮市学校教育問題対策専門委員会について

1 目的

本市のいじめ、体罰、不当要求その他の学校教育における問題について、現状に基づく対策や今後の方向性について、専門的見地から協議を行うとともに、必要に応じて、いじめの重大事態に係る調査を行う。

2 構成員

(1) 委員（任期：2年）

区 分	氏 名	所 属 等
学識経験者	あおやぎ ひろし 青柳 宏	宇都宮大学教育学部 教授
弁 護 士	いしがみ ともや 石神 知也	栃木県弁護士会（子どもの権利委員会）
医 師	あさのぶ やすまさ 朝信 泰昌	精神科医 宇都宮東ロストレスクリニック院長
臨床心理士	こばやし よりこ 小林 順子	栃木県臨床心理士会

(2) 臨時委員

- ・ 事案の特性に応じた学識経験者（重大事態発生時のみ）
※ 事務局：学校教育課学校いきいきG

3 開催時期

- (1) 定期会議 年1回
- (2) 臨時会議 事案発生時

4 内容

(1) 定期会議

本市のいじめ、体罰等の現状に基づく対策や今後の方向性について報告し、効果的な推進について専門的見地から助言を受けるなどの意見交換を行う。

(2) 臨時会議

教育委員会からの要請を受け、いじめの重大事態に係る調査を行う。

【重大事態の定義】市いじめ防止基本方針第5章による

ア いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

イ いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

ウ 上記に関わらず、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

宇都宮市条例第26号

宇都宮市学校教育問題対策推進条例

(趣旨)

第1条 この条例は、宇都宮市立小中学校におけるいじめ、体罰、不当要求その他の学校教育における問題（以下「学校教育問題」という。）に係る対策の推進について、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(学校教育問題対策専門委員会)

第2条 教育委員会は、法第14条第3項の規定に基づく附属機関、法第28条第1項の規定に基づく組織その他の学校教育問題に係る対策について調査審議する機関として、宇都宮市学校教育問題対策専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

- 2 専門委員会は、委員4人以内をもって組織し、委員は、学識経験を有する者のうちから教育委員会が任命する。
- 3 専門委員会の委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 専門委員会に、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 5 臨時委員は、学識経験を有する者その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が任命する。
- 6 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(いじめ問題調査委員会)

第3条 市長は、いじめ問題に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定に基づく附属機関として、宇都宮市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

- 2 調査委員会は、委員5人以内をもって組織し、委員は、学識経験を有する者（専門委員会の委員の職にある者を除く。）のうちから市長が任命する。
- 3 調査委員会の委員は、当該重大事態等に係る調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、専門委員会の組織及び運営について必要な事項は、教育委員会が定める。

- 2 この条例に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

宇都宮市教育委員会規則第6号

宇都宮市学校教育問題対策専門委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宇都宮市学校教育問題対策推進条例（平成26年条例第26号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づき、宇都宮市学校教育問題対策専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 専門委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、専門委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 専門委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 専門委員会の会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 専門委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係人の出席)

第4条 専門委員会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 専門委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、専門委員会の組織及び運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。